

令和6年度 伊丹市放課後児童健全育成事業所
設置促進事業者及び運営事業者 募集要項

その2

(設置及び運営に関する条件等)

令和6年6月

伊 丹 市

I. 放課後健全育成事業（以下「放課後児童クラブ」）の概要

（１）事業の目的

放課後児童クラブは、児童福祉法第6条の3第2項の規定に基づき、保護者が労働等により昼間家庭にいない児童に対し、放課後等に遊びや生活の場を提供し、その健全な育成を図るものとする。

（２）事業の内容

ア 児童の育成支援に関する業務

放課後の時間帯において保護者の代わりに家庭的な補完をしながら生活の場を提供し、遊び及び生活を通して児童の健全育成を図ることを目的として次の業務を実施する。

（ア）児童の健康管理、安全確保及び情緒の安定に係る業務

（イ）児童への基本的生活習慣の確立に向けた指導

（ウ）遊びや体験を通じ自主性、社会性及び創造性を培う活動

（エ）保護者への連絡、支援及び連携

a おたより、連絡帳等を活用して、家庭との連絡を行うこと。また、必要に応じて保護者会や個人面談を行い、児童の生活を保護者に伝え相互理解を深めるように努めること。

b 保護者との確認をもとに、必要とする児童には宿題ができる環境を整える等の配慮をすること。

（オ）民設民営放課後児童クラブ以外の児童や地域住民との交流活動

（カ）指導内容に関する情報の共有

（キ）学校との連絡及び調整、地域の関係団体等との連絡及び調整

（ク）支援員等の研修（応急処置、衛生管理並びに防災、防火対策及び防犯対策等）

（ケ）行事や活動の企画と記録

（コ）事務（記録やおたより等の作成、提出物の点検及び会計事務等）

（サ）清掃、衛生管理、安全点検、片付け等

イ 児童の健全育成を図るための事業に関する業務

児童の健全育成を図るため、児童の状況や地域環境、支援員等の技能等を考慮の上、次に例示する活動を実施するよう努める。

児童自ら進んで行う自由遊び、集団遊び、グループ活動、制作物の作成、遊びの伝承、読み聞かせや読書活動、劇遊びや表現活動、スポーツ、季節行事や伝統行事、食育活動、飼育や栽培の活動、表現や鑑賞の活動、遠足やクラブ外での活動 等
--

Ⅱ. 民設民営放課後児童クラブ施設（以下「施設」）の設置等に関すること

（１）施設の設置場所は、募集地域の小学校区内とすること。設置場所の選定に際しては、必要な児童が広く利用できるとともに、送迎において小学校の周辺や保護者のお迎え等の利便性が高い場所等、その事業特性を十分考慮した上、将来的に継続した運営が可能となるよう二ゾーンが見込まれる場所とすること。また、開設する施設の校区以外の児童が入所を希望する場合は、当該児童が在籍する小学校と開設する施設との間の送迎を行う（小学校の休業日は除く）こと。

（２）事業者自らが所有又は賃貸する物件において運営を行うこと。ただし、賃貸物件の所有者又は貸主が事業者の役員（役員の配偶者、親子、兄弟姉妹を含む。）、寄附者等特別の関係のある場合には、賃料について近隣の同等程度の物件の賃料と比較して、同程度であると確認できること。

（３）施設は事業者が確保するものとし、建物は事業者が令和６年度中に整備し、令和７年４月１日までに確実に開所するよう進めること。開所前のスケジュールは「工程表（任意書式）」で示すこと。

（４）施設は、建築基準法の新耐震基準を満たしていること。施設が昭和５６年５月３１日以前に建築確認を受けて着工している場合は、耐震調査を実施し問題が無いもの又は耐震補強済みのものであること。

（５）建築基準法、消防法、その他関係法令の要件を遵守していること（検査済証又は建築基準法に係る台帳（建築物）記載事項証明（検査済証交付年月日が記載されているもの）を添付すること）。

※検査済証がない場合：「検査済証のない建築物に係る指定確認検査機関を活用した建築基準法適合状況調査のためのガイドライン（平成２６年７月２日 国住指第１１３７号）」に則った指定確認検査機関による適合状況調査の結果、適法に施工済みであることが確認できる書類を添付すること。

※放課後児童健全育成事業のみならず、自主事業（通常育成支援以外の市規定外の事業）の実施にあたって必要な手続き等が無いかについても確認すること。

（６）育成支援室、手洗い場、児童用トイレ、児童用ロッカーの設備を設けるとともに、維持のために必要な施設、設備の修繕や保守点検を行うこと。

（７）専用区画の面積は、児童１人につき、概ね１．６５㎡以上あること。

（８）育成支援室がトイレと区画されていること。

（９）児童の保健衛生上必要な日照、採光及び換気等に十分配慮された建物であること。

（１０）消火器等の消防設備が設けられていること。また、防火・防犯の観点から、二方向避

難経路を確保できる施設が望ましい。

(11) 地震時の大型家具等の転倒防止措置を講じる等、児童の安全確保の配慮がされていること。

(12) その他、伊丹市が制定する「伊丹市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例」における基準を満たすこと。

(13) 土地や建築に関する関係法令等を満たし、必要な許認可が確実に得られる見込みであるものとし、伊丹市又は関係機関の所管課等に確認の上、実現可能な改修計画書として提出すること。

(14) 施設の整備に要する諸費用（用地の確保に要する費用、調査、測量、設計、外構・付帯工事、給水装置の新設等の分担金他一切を含む）は事業者の負担とすること。

(15) 同一施設内で他の事業を複合的に行う場合、放課後児童健全育成事業を行う場所と明確に区分けをすること。

Ⅲ. 民設民営放課後児童クラブの運営に関すること

(1) 民設民営放課後児童クラブの定員は、45人以下とする。

(2) 管理者及び職員配置

ア 民設民営放課後児童クラブを管理する者（管理者）を配置すること。

イ 放課後児童支援員の数、クラブごとに2人以上とする。ただし、その1人を除き、補助員をもってこれに代えることができるが、その場合においても、開所時間を通じて放課後児童支援員を1人以上配置されていなければならない。

(3) 放課後児童支援員の資格要件

以下のいずれかに該当する者であって、都道府県知事又は地方自治法第252条の19第1項の指定都市若しくは同法第252条の22第1項の中核市の長が行う研修を修了したもの。

ア 保育士、教諭、社会福祉士の資格を有する者

イ 大学、大学院において社会福祉学、心理学等を専修・専攻した卒業者

ウ 高等学校を卒業し、放課後児童健全育成事業に2年以上従事したもの

エ その他「伊丹市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例」第10条を確認すること

(4) 施設等の転用について

設置促進事業費補助金、賃借料補助金を受けた事業者は、施設等を民設民営放課後児童クラブの目的以外に使用しないこと。ただし、市規定外の時間かつ民設民営放課後児童クラブの運営に支障がない場合は、この限りでない。

(5) 民設民営放課後児童クラブが困難になった場合の措置について

- ア 民設民営放課後児童クラブを10年間以上継続実施すること。(10年未満の間に事業の継続が困難になった場合は事業実施年数に応じて、交付済の設置促進事業費補助金の全部又は一部の返還を求める場合がある)
- イ 事業者は、事業の継続が困難になった場合又はそのおそれが生じた場合には、速やかに伊丹市に報告しなければならない。
- ウ 事業者の責めに帰すべき事由により適正な事業運営が困難となった場合又はそのおそれがあると認められる場合は、伊丹市は、事業者に対して改善勧告を行い、期間を定めて改善策の提出及び実施を求めることができる。この場合において、事業者が当該期間内に改善することができなかつたときは、伊丹市は、事業者の補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。
- エ 事業者が伊丹市の指示に従わないときや、事業者の財政状況が著しく悪化する等、事業の継続が困難と認められる場合は、伊丹市は、事業者の補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。
- オ 前記ウ又はエにより事業者の補助金交付決定が取消された場合は、伊丹市に補助金を返還しなければならない。
- カ 伊丹市又は事業者の責めに帰することができない事由により事業の継続が困難となった場合には、伊丹市と事業者は、民設民営放課後児童クラブの継続の可否について協議することとする。

(6) その他

- ア 民設民営放課後児童クラブの入所募集及び入所決定は、伊丹市と協議の上、事業者が募集し入所決定すること。
- イ 必要な医薬品、医療品を常備すること。また、医療機関との連携を図ること。
- ウ 保護者との連絡を密にし、保護者の意見を踏まえた民設民営放課後児童クラブの運営に努めること。また毎年度保護者アンケートを実施し、結果を保護者と共有すること。
- エ 学校・地域・行政等との連携を図ること。
- オ 児童支援員等の資質向上に向けて、職員研修を実施すること。
- カ 児童を対象とした施設賠償責任保険、傷害保険等の必要な損害保険に加入すること。特に送迎時にも対象となる保険に加入すること。
- キ 小学校からの民設民営放課後児童クラブまでの児童の送迎については、安全を確保し実施すること。なお1年生の入学当初の送迎については、校区内であっても安全の確保に特に配慮すること。
- ク 利用者の募集は事業者が主体となつて行い、魅力的な自主事業の展開等で自律的に利用者の確保を行うこと。
- ケ 就学前施設において、民設民営放課後児童クラブを実施する際には、積極的に卒園生以外の児童を受入れること。
- コ 利用料金は、事業者が定め保護者から徴収すること。
- サ 民設民営放課後児童クラブを運営する上で知り得た内容や個人情報の取り扱いは、個人情報保護法を順守すること。